

# 第4期竹島問題研究会『中間報告書』の刊行に関して

下條 正男

## 1. 竹島問題に対する日韓両国の対応

島根県竹島問題研究会が発足したのは平成17年(2005年)6月、澄田信義知事の時代であった。その後、溝口善兵衛知事に引き継がれ、今年で14年、四期目に入っている。

その間には大きな変化があった。2005年3月の島根県議会による「竹島の日を定める条例」(以後、「竹島の日」条例)の制定に批判的だった日本政府が、方針転換をしたからだ。2012年8月、韓国の李明博大統領が現職大統領として初めて竹島に上陸したことを機に、日本政府が竹島問題に本腰を入れたからである。

2013年2月、日本政府は内閣官房内に「領土主権対策企画調整室」を設置すると、2018年1月には日比谷公園の一隅に「領土・主権展示館」を開設した。

だがそれは遅きに失した感がある。韓国の盧武鉉大統領はすでに2005年3月7日、独島問題を長期的・総合的・体系的に取り扱う専担機構の設置を指示し、4月20日には「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」を発足させていたからだ。島根県議会が「竹島の日」条例を成立させたのは3月16日。国家主権に関わる竹島問題は、政府の専権事項のはずである。初期対応でも、日韓には明らかな違いがあった。

その後、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」は、翌年9月に改組して「東北アジア歴史財団」となり、政策提言をする国策研究機関となった。「東北アジア歴史財団」では「竹島問題」に止まらず「慰安婦問題」、「日本海呼称問題」、「靖国参拝問題」、「歴史教科書問題」、「高句麗史問題」等にも関与することになった。以後、「東北アジア歴史財団」は、「慰安婦問題」、「日本海呼称問題」、「靖国参拝問題」、「歴史教科書問題」等で主導的な役割を果たすことになるのである。

韓国には竹島問題に特化した大学の研究機関があり、「東北アジア歴史財団」はそれらとも連携し、学術交流やシンポジウムの共催等では協力関係にあった。

その韓国の大学の研究機関として著名なのは、嶺南大学の独島研究所と大邱大学の独島領土学研究所である。そこでは機関誌を定期的に発行し、竹島問題に関連した叢書を刊行するなど、精力的に活動している。民間団体には、青少年を対象とした「サイバー独島士官学校」を運営するVANKがある。「サイバー独島士官学校」所属の青少年達は、海外の公的機関等で独島を竹島と表記し、東海を日本海としていれば、それを誤謬として抗議のメールを送り付けるのである。この「サイバー独島士官学校」は、かつて島根県と姉妹提携をしていた慶尚北道とも連携して、活動を続けている。

その慶尚北道に「独島史料研究会」が発足したのは、島根県竹島問題研究会に遅れること五年の2010年である。研究会設立の目的は、日本の「挑発に効率的に対応する」ことにある。竹島問題に対する取り組みにも、日韓には大きな違いがあった。

## 2. 韓国国内の新たな潮流

近年、その韓国側には、新たな潮流が生まれている。昨年（2018年）11月、「独島は韓国領」とした葉書が41通、韓国の中学生達から島根県内の中学校宛に送られてきた。2011年頃から本格化した韓国の独島教育が、その威力を発揮し始めた結果である。韓国の教育科学技術部（現、教育部）は2011年2月、「小・中・高等学校独島教育の内容体系」をまとめ、小中高生を対象とする独島教育の基本方針を策定した。

「東北アジア歴史財団」ではこの教育科学技術部の趣旨に沿って、2011年12月、小・中・高生を対象とした独島教育の副教材を開発している。現在、韓国で実施されている独島教育の副教材『独島を正しく知る』の初版本である。「東北アジア歴史財団」が開発した2011年版の『永遠の我が領土独島』（「付録教授・学習補完指導資料」）では、「『永遠の我が領土独島』教育の目的」として、次のように記されている。

「独島に対する日本の挑発を抑え、独島が我が国の領土ある認識を日本は勿論のこと、国際社会に拡散させるためにはまず我々が独島に対して正しく知らなければならない。事実を正しく知れば論理的に主張ができ、相手方を説得することができるからだ。（中略）日本の挑発に効果的に処置するには、我々も日本以上に緻密で持続的な方法で対応しなければならない」

昨年11月、島根県の中学校に葉書を送った中学生達もこの『独島を正しく知る』で学んでいた。さらに「東北アジア歴史財団」は、2018年3月、新たに体験的に独島学習をするための『独島体験活動誌』を開発した。その『独島体験活動誌』では、サイバー独島士官学校の活動をモデルとするなど、対外広報にも重点が置かれている。各地の教育庁では韓国政府の方針に従い、こぞって管内の小・中・高生を独島探訪に参加させている。

その流れは2012年、独島の体験学習のために開設された「独島体験館」にも及んでいる。2018年末現在、「独島体験館」は全国13箇所が開館している。各地の地方自治体では、「独島体験館」の誘致を競っているからだ。

竹島問題に関連して、韓国側が活発に動いたのは2008年、日本の文部科学省が「中学学習指導要領解説社会編」に竹島を記載してことがきっかけであった。その記述は僅か数行であったが、韓国側が過剰に反応したのである。これは不用意に日本側が動く、韓国側ではその何倍にもして、対抗措置をとるからである。

この状況が続けば、日韓双方は将来に禍根を残す。それは各々の思考回路で発想し、各々の行動様式で動くからだ。これでは精力を消耗戦に費やすだけで、成算はない。竹島を係争の地として争う日本と韓国は、現状の関係を維持すべきではない。日韓双方の課題は、互いに対話が苦手、その対話の努力を怠っていることにあるが、今はそれを互いに克復すべき時に来ている。

## 3. 慶尚北道独島史料研究会との論争

ここにその先駆的な事例が一つある。慶尚北道が2010年に「独島史料研究会」を設置したことから、島根県竹島問題研究会との論争が始まっているからだ。2014年3月、島根県竹島問題研究会が『竹島問題100問100答』を刊行すると、2015年6月、慶尚北道の独島史料研究会が『竹島問題100問100答批判1』をまとめ、反論したのである。

これが島根県竹島問題研究会と独島史料研究会との論争の始まりであった。それは互いの報告

書について反論するものだが、現状の日韓関係を考えると奇跡的な学術的交流と言っても過言ではない。加えて独島史料研究会の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』は、画期的な業績であった。独島史料研究会では、島根県竹島問題研究会の『竹島問題 100 問 100 答』を全訳し、その後ろに独島史料研究会の反論を載せる方式をとったからだ。これによって、韓国の人々が日韓の見解を比較できるようになったのである。

これまで日本側の竹島研究が韓国国内で翻訳刊行される場合は、竹島を韓国領とする著書に限られていた。韓国国内では、暗黙裡に情報統制がなされていたからである。独島史料研究会が『竹島問題 100 問 100 答批判 1』を公開したことは、先駆的な意味があった。

だが残念なことに、現在、その『竹島問題 100 問 100 答批判 1』は、慶尚北道庁のホームページから削除されている。その反論には、比較されると不都合な事実でもあったのだろうか。独島史料研究会の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』が公開されたことを受け、島根県竹島問題研究会では平成 27 年（2015 年）8 月、『竹島問題 100 問 100 答批判 1』に対する反論を『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』の「附録」で行なった。

すると今度は、平成 28 年（2016 年）10 月 25 日、独島史料研究会がその「附録」を批判して、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を刊行し、翌年 3 月 16 日には慶尚北道庁のホームページでも公開したのである。

そこで今回の『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、第 4 期竹島問題研究会の活動や島根県竹島対策室の事業報告とともに、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に対する反論をまとめ、その問題点を指摘することにした。

慶尚北道の独島史料研究会が『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を公にしたのは、島根県の竹島研究が、日本政府の見解の一部となっているとみているようだからからである。韓国の嶺南大学校独島研究所の宋彙栄教授は、その編著『日本の学者が見る歴史学的淵源』の中で、次のように語っている。

「重要なことは、この『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっているということで、このようなことを根拠として、日本の文部科学省は、小中高の学校教育の現場で若い学生たちに『竹島は日本固有の領土で、現在、韓国が不法占拠している』と教えているという事実だ」（6 頁）

宋彙栄教授は、島根県の「『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっている」と見ているのである。

であれば独島史料研究会編の『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を、座視することはできない。これが『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』を通じて、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に反論する所以である。

ところが『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』の編集中の 2018 年 12 月末、慶尚北道庁のホームページには、新たに独島史料研究会編『慶尚北道独島史料研究会最終報告書（2010～2018）』が公開され、改めて島根県竹島問題研究会の竹島研究に対する批判がなされていた。

#### 4. 韓国側の竹島研究の特質

その中には、ウェブ竹島問題研究所の「実事求是」コーナーに載せた拙稿（「慶尚北道独島史

料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に対する批判) に対する柳美林氏の批判が収録されていた。

今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、その柳美林氏の下條批判に反論するつもりであったが、先を越されてしまった。

だがその柳美林氏による下條批判(「日本のウェブ竹島問題研究所の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に)」を見ても、再反論をしなければならない必然性があった。

この柳美林氏の反論には、韓国側の竹島研究の特質がよく現われているので、ここにその一部を紹介して、韓国側の歴史研究の課題を明らかにしておこうと思う。柳美林氏は、反論の末尾で次のように結論付けているからである。

「『下條は柳美林の下條批判の特徴は、証拠を提示しないまま反論するということだ』としたが、これは二人の文を精読してみれば明らかであろう。下條は同語反復している。もう消耗的な論争を止揚しなければならない時だ」

だが私は、逆に「積極的な論争」をすべきだと考えている。それは下條批判をした柳美林氏の論稿(「日本ウェブ竹島問題研究会の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に)」を検証してみれば、「下條は同語反復している」のかどうか、判断ができるからだ。

柳美林氏は、拙稿の中で、韓国側が于山島を現在の独島(竹島)とする『世宗実録』『地理志』の于山島は、独島ではないとした事実に対して、次のように反論したのである。

「下條は于山島が独島だという韓国側の主張を批判するため、『世宗実録』『地理志』の内容を歪曲し、さらにその史料的価値を下げようとしている。彼は、于山島が独島であることを否定するために提示した資料は、『東国輿地勝覧』、『地理志の規式』、『輿地図書』等の邑誌、朴錫昌の「蔚陵島図形」等だ。だが『世宗実録』に記述された于山島と外の文献に記述された于山島を示す内容の脈絡が違う」(115頁)

「下條は『世宗実録地理志(蔚珍県条)』に記載された于山島が、後代の『輿地図書』と『大東地志』から削除された理由が、蔚陵島捜討使朴錫昌が「蔚陵島図形」(1711)で、于山島を蔚陵島近くの竹嶼と記載された後、竹嶼となった』といった。

しかし于山島関連の記述は『世宗実録』以後、『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覧』、『増補文献備考』(1908)等の官撰資料に続けてあった。しかも『東国文献備考』は『輿地図書』以後、国家が出した地理誌だ」(94頁)

だがこれでは反論になっていない。柳美林氏は、朝鮮時代の文献を列挙しているが、文献批判はせずに、文献を恣意的に解釈しているようだからである。

柳美林氏が論拠とした『世宗実録地理志』、『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覧』、『増補文献備考』には、確かに于山島が登場する。しかし『春官志』の編者である李孟休は、于山島を蔚陵島のこととしていた。『東国文献備考』『輿地考』(「蔚珍県条」)の分注(「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也)にも于山島の記述があるが、原典の『輿地志』では「一説于山蔚陵本一島」と記されていて、この于山島は蔚陵島のことを指している。それが『東国文献備考』『輿地考』(「蔚珍県条」)の分注では、「輿地志云、蔚陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」

とされ、于山島は「松島」とされたのである。

これは『東国文献備考』『輿地考』が編纂される過程で、原典（『輿地志』）では鬱陵島とのかたとされていた于山島が、『東国文献備考』では「于山倭所謂松島也」と松島とされ、引用文が改竄されていたからである。改竄された『東国文献備考』を根拠に、于山島を独島とすることはできない。柳美林氏が挙げた文献には、証拠能力がないのである。柳美林氏は文献を読まずに、文献の中にある于山島だけを拾って、独島と独断していたのである。

さらに柳美林氏は、『萬機要覧』を論拠としたが、『萬機要覧』の于山島に関する記述は、分注が改竄された『東国文献備考』からの引用文である。従って、『萬機要覧』の于山島も論拠しては使えない。これは1908年に増補された『増補文献備考』も同様である。『増補文献備考』の底本となったのは、『東国文献備考』だからである。柳美林氏は、『萬機要覧』と『増補文献備考』は官撰であったとし、「しかも『東国文献備考』は『輿地図書』以後、国家が出した地理誌だ」と強調しているが、官撰であっても、改竄された文献は論拠とすることができないのである。

柳美林氏は『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覧』、『増補文献備考』等を羅列すれば、それで于山島を独島する実証ができたと錯覚しているのではないだろうか。その姿勢は、歴史研究とは無縁である。これは柳美林氏も関わっていた独島教育の副読本『独島を正しく知る』についても、同様のことが言えるのである。

## 5. 韓国側からの反論を期待

昨年11月、その『独島を正しく知る』で学んだ韓国の中学生たちが、島根県の中学校に「独島は韓国領」とする葉書を送って寄こした。だが葉書を送った韓国の中学生には、罪はない。民族感情を刺激する領土問題では、洗脳まがいの教育はふさわしくないが、韓国では大人達がそれを誘導している。

この現状を、日本側では把握しているのだろうか。日本の文部科学省では、2020年度から竹島教育をはじめるといふ。これに対して韓国側では、過剰に反応することであろう。すでに島根県の中学校に届けられた葉書が、それを物語っている。日本と韓国では、竹島問題に対する姿勢が違ふ。韓国側のような教育を受けていない日本の子ども達の下に、理論武装された郵便物が韓国から届けば、日本の教育現場は混乱する。

文部科学省は竹島教育を実施するというが、韓国側の『独島を正しく知る』に対する対策はできているのだろうか。そこで島根県では、『韓国の竹島教育の現状とその問題点』と題した小冊子を刊行して、『独島を正しく知る』に対する反論を済ませておいた。

その第一の目的は、日本の教育現場が混乱することを避けるためである。第二の目的は、『独島を正しく知る』の中で、竹島を韓国領とする根拠とした文献を検証して、竹島を韓国領とする人々からの反論を待つためである。

柳美林氏による「日本のウェブ竹島問題研究所の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に」は、ウェブ竹島問題研究所の「実事求是」に掲載された拙稿に対する批判だが、この「実事求是」も韓国側との対話のために準備されたコーナーである。一方的に「独島は我が領土」と叫ぶのではなく、「事を実にして是を求む」ことの中から歴史的事実に近付くことが、日韓双方には必要だからである。

今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、研究レポートとして、山崎佳子氏と杉原隆氏による「隠岐島前竹島問題調査報告」。中野徹也氏の「領域紛争における地図の取り扱い」。吉田篤夫氏の「隠岐の島町調査記録報告第3期『竹島問題に関する調査研究』最終報告以降の聞き取り調査報告」を収録した。さらに「慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100 問 100 答批判 2」— 竹島問題研究会第3期最終報告書附録 — 」に対する反論として、藤井賢二氏と下條正男による反論を収めた。

昨年末（2018年12月31日）、『中間報告書』の執筆中、慶尚北道のホームページに慶尚北道独島史料研究会による『最終報告書』（2010～2018）が公開された。竹島問題研究会としては、この独島史料研究会の『最終報告書』を新たな対話の契機と理解している。竹島問題は、日本だけでなく歴史的権原がないまま竹島の占拠を続ける韓国側でも、解決しなければならない問題のはずだからである。今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』で独島史料研究会に対する反論を載せた理由も、韓国側からの反論を期待しているからである。

それは柳美林氏の言う「消耗的な論争を止揚しなければならない時」ではなく、今こそ竹島問題の解決に向けて、日韓が対話をする時だからである。

なお、第4期島根県竹島問題研究会では、シリーズとなった「知っておくべき竹島の真実」の第3冊として、関西大学の中野徹也教授による『竹島問題と国際法』を刊行しました。先に刊行された「知っておくべき竹島の真実」の第2冊『韓国の竹島教育の現状とその問題点』と同様、竹島問題を考える参考資料としていただければ、幸甚です。